ふじみ野市告示第３０２号

ふじみ野市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

令和８年１０月１日

ふじみ野市長　高　畑　　博

ふじみ野市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ふじみ野市（以下「市」という。）がふじみ野市防犯推進条例（平成１７年ふじみ野市条例第１２６号）第４条第１項第３号の規定に基づき設置する街頭防犯カメラの適正な設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 街頭防犯カメラ　市が犯罪の防止及び市民の体感治安の向上を目的として、特定の場所に常設するカメラで、撮影装置、記録装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。

(2) 画像データ　街頭防犯カメラにより撮影され、及び電磁的記録媒体に記録された情報をいう。

（街頭防犯カメラの設置方法等）

第３条　市長は、街頭防犯カメラの設置に当たっては、設置の目的を達成するために必要な最小限度の撮影範囲となる場所に設置し、特定の個人を監視することがないよう配慮するものとする。

２　街頭防犯カメラの設置場所は、別表に掲げるとおりとする。

３　市長は、街頭防犯カメラの設置場所付近の見やすい場所に、街頭防犯カメラが作動し画像データを記録している旨を表示するよう努めるものとする。

（管理責任者）

第４条　市長は、街頭防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、街頭防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

２　管理責任者は、別表に掲げる者とする。

３　管理責任者は、画像データの機密性、完全性及び可用性を確保し、その漏えい、滅失又は毀損を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

４　管理責任者に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代理する。

（画像データの管理）

第５条　管理責任者は、画像データの管理（以下「画像データ管理」という。）

を行う者（以下「取扱者」という。）を指定するものとする。
２　管理責任者は、原則として取扱者以外の者に画像データ管理をさせてはならない。
３　管理責任者及び取扱者（以下「管理責任者等」という。）及び管理責任者等であった者は、画像データ管理により知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない。

（画像データの保存等）

第６条　管理責任者等は、画像データを加工することなく保存しなければならない。
２　管理責任者等は、街頭防犯カメラの設置の目的を達成するために必要な場合を除き、画像データを複製し、又は印刷してはならない。
３　管理責任者等は、画像データを記録した媒体（以下「記録媒体」という。）及び街頭防犯カメラを管理する端末を施錠設備のある保管庫その他適切な場所において保管する等紛失、盗難等に対する対策を講じなければならない。
４　画像データの保存期間は、画像データが記録媒体に記録されてから原則１４日以内とし、当該期間経過後は、速やかに消去するものとする。ただし、市長が別に定める街頭防犯カメラは、この限りでない。

（画像データ及び記録媒体の利用及び提供の制限）

第７条　管理責任者等は、次に掲げる場合を除き、画像データ及び記録媒体を第２条第１号の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。
(1) 刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第１９７条第２項の規定に基づき、捜査機関から公文書により閲覧、提供等を求められたとき。
(2) 災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、被害状況の把握、避難誘導その他の災害応急対策を実施するため特に必要があると認めるとき。
(3) 前各号に掲げるもののほか、法令に基づく手続により照会等を受けたとき。
２　前項第１号及び第３号の規定により、画像データ又は記録媒体の提供を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面及びこれを証する書面等を管理責任者に提出し、又は提示しなければならない。
(1) 提供を求める者の氏名及び住所（法人、団体等にあっては、名称、所在地並びに代表者及び担当者の氏名）
(2) 提供を求める根拠となる法令の条項
(3) 提供を求める目的
(4) 提供を求める画像データ又は記録媒体の内容
３　管理責任者は、第１項の規定により画像データ又は記録媒体を提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるものとし、その相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。
(1) 画像データ及び記録媒体を適正に管理すること。

(2) 画像データ及び記録媒体並びにこれらに係る情報を法令に基づくものを除き、前項第３号の目的以外の目的に利用し、及び第三者へ提供しないこと。

(3) 前項第３号の目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに画像データの消去又は記録媒体の返却若しくは破棄等を行うこと。

４　管理責任者等は、画像データの外部提供を行ったときは、ふじみ野市街頭防犯カメラ管理記録簿（別記様式）に必要な事項を記録しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月１日から施行する。

別表（第３条、第４条関係）

	街頭防犯カメラの設置場所	撮影対象	管理責任者
１	上福岡一丁目地内 （上福岡駅西口付近）	道路	防犯主管課長
２	上福岡一丁目地内 （上福岡駅東口付近）	道路	防犯主管課長
３	上福岡一丁目地内 （上福岡本通り踏切付近）	道路	防犯主管課長
４	北野二丁目地内 （北野さくら公園付近）	道路	防犯主管課長
５	元福岡一丁目地内 （コミュニティ通り付近）	道路	防犯主管課長
６	鶴ケ舞三丁目地内 （上福岡駅西口入口交差点付近）	道路	防犯主管課長
７	亀久保三丁目地内 （大井総合支所入口交差点付近）	道路	防犯主管課長
８	緑ケ丘一丁目地内 （三角交差点付近）	道路	防犯主管課長
９	桜ケ丘三丁目地内 （大井浄水場入口交差点付近）	道路	防犯主管課長
１０	苗間地内 （大井陸橋東側交差点付近）	道路	防犯主管課長
１１	駒林元町一丁目地内 （市道幹線第６号線歩道付近）	道路	コミュニティ推進主管課長
１２	駒林元町三丁目地内 （市道幹線第６号線歩道付近）	道路	コミュニティ推進主管課長
１３	駒林元町四丁目地内	道路	コミュニティ推

	（県道東大久保ふじみ野線付近）		進主管課長
１４	駒林地内 （県道東大久保ふじみ野線付近）	道路	コミュニティ推 進主管課長

別記様式（第７条関係）

ふじみ野市街頭防犯カメラ管理記録簿

管理番号			
		受付日：	提供日：
申請者	機関名		
	所属名		
	代表者氏名		
	担当者氏名		
照会文書番号			
事案名			
提供区分			
利用目的			
街頭防犯カメラ番号			
抽出画像データ期間		年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分までの間	
画像データ抽出方法			
画像データ抽出日時		年　月　日 時　分（開始）	年　月　日 時　分（終了）
提供記録媒体			
特記事項			